

社会福祉法人 長崎市社会福祉事業協会  
一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 1月 25日～令和 5年 3月31日までの2年間
2. 内容

目標1 : 令和 5年3月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

〈対策〉

- 令和3年1月～所定外労働の現状を把握
- 令和3年1月～社内検討委員会での検討開始
- 令和3年1月～ノー残業デーの実施

付 則

この行動計画は、令和 2年11月19日策定